

尾鷲市地域公共交通活性化協議会について

道路運送法の一部改正

【趣旨】

近年、過疎化が進行し少子高齢化が進展する中で、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた交通政策の展開が求められている。このため、現在各地で導入されつつあるコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPOによるボランティア有償運送などの新たな運送サービスが、地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安全・安心なものとして提供されるための措置を講ずる。

【施行日】平成18年10月1日

【主な改正点】

地域住民との協働により、地域のニーズに柔軟に対応したコミュニティバス、乗合タクシー等の普及を促進

- ・デマンドバスや乗合タクシーといった定期路線以外の乗合旅客の運送についても「乗合事業」の許可でサービス提供が可能となる
- ・地方公共団体、地域住民等地域の関係者の合意がある場合には、上限認可が不要となり、ニーズに応じた柔軟な運賃設定が可能となる



地域の多様なニーズに的確に対応した安全・安心な運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現（市町村バスやNPOによるボランティア有償運送の制度化）

過疎地における住民の生活交通や移動制約者の移動手段などは、バス・タクシー事業者によることが困難であり、かつ、地方公共団体、バス・タクシー事業者、地域住民等地域の関係者が必要と合意した場合、市町村、NPOによる運送サービス提供が可能となる。



地域公共交通会議について

【設置目的】

地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

【主宰者】市区町村（複数市区町村共同、都道府県も可）

【構成員】道路運送法施行規則第9条の3第1項の規定

主宰する市区町村長等、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者、住民及び利用者代表、地方運輸局長、道路管理者、都道府県警察、学識経験者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月1日施行）

【目的】

地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進することにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【協議会】

上記の目的を達成するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行う組織として協議会を設置する。

地域公共交通活性化・再生総合事業について

【趣旨】

上記の目的を達成するため、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進しようとするもの。

地域公共交通総合連携計画の策定及び連携計画に定める事業の実施に対し、法的協議会が取り組むものについて、国の補助が受けられる。

【補助対象者】

法定協議会

【支援期間】

調査事業 単年度

実施事業 3年間

【補助額】

調査事業 定額

実証運行 1 / 2

実証運行以外の事業 1 / 2

尾鷲市地域公共交通活性化協議会について

【趣旨】

地域公共交通会議並びに地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会の両側面の性質を併せ持った尾鷲市公共交通活性化協議会を設置する。また、地域公共交通活性化再生総合事業を有効活用し、本市の公共交通の活性化及び再生と、住民との協働によるニーズに即した計画を策定し、実証運行を実施する。

【取組】

現状分析・課題整理

- ・アンケート
- ・利用実態調査
- ・住民説明会



計画書策定

- ・連携計画
- ・事業計画



試験運行実施